

※1面から続く

「僕は今、流されて生きています」と言った人もいた。自分の望む選択をするのではなく、流れの中を死に物狂いで生きていく、自分で自分の人生を生きてはいない、という思いだ。そんな印象に残る言葉の多くは原発避難者で、かつ作業員である人々のものだった。

「その人の仕事を奪わない」ことを最も大切にしていた片山さんは、作業員の身元を隠すことに気がつかない、書けなかったことがたくさんあるとつづ。

# 主張

4月7日、とうとう「緊急事態」が宣言され、翌8日零時に発効した。新型コロナウイルス感染拡大に伴い、医療崩壊を阻止したい医師会、感染者の多い自治体の長からも要望があったが、人々の中にも「緊急事態宣言」を待望する気分が生まれていったこと背景に、一体何があるのだろうか。

この間、不要不急の外出やテレワークなど、「自粛」「お願い」が繰り返されてきた。何の補償もなく、それ故実際に実行できるのは大企業で働く人や、経済的ゆとりのある一部の人だけだった。それができずにいた多くの労働者の中には、「緊急事態宣言」が出れば仕事を休めるのでは、「休業補償が国から出るかもしれない」という期待が少なからずあったはずだ。

## 新型コロナ—女性や子ども、弱者を守る政策を

欧米諸国などのロックダウン(都市封鎖)には罰則や強制力がある一方、休業補償や食糧配給などで国民の協力を可能にしていることを、報道を通じて多くの人が見ていることも大きい。しかし、そんな期待は裏切られた。一部大型店舗を除き、小売店や飲食店については「自粛要請」の時に何も変わらない。「戦後最大の経済政策108兆円」というが、国民への現金給付は6兆円のみ。「世帯30万円」と、あたかも全世帯が対象のように報じられたが、実際は国民の2割程度しか対象にならない。しかも申請先は自治体窓口で、申請者が殺到すれば集団感染を招く恐れすらある。

企業は休業できず、労働者は休めない。これで「国民の皆さん、接触を8割減らしてください」などと長く言えたものだ。スピード感も実効性もない「緊急事態宣言」の一方で、国民の移動の権利、集会・結社の自由、学問の自由と教育を受ける権利、表現の自由は「自粛」させられている。

『ふくしま原発作業員日誌』には、そんな片山さんの人柄がにじみ出る文章も顔をみせる。例えば、東電や保安院の会見に出てくる専門用語や原発の構造を理解することに必死だった頃、ベント(排気)を「弁当?」と、大真面目にメモしたエピソードも。困惑しながらも奮闘し続けてきた片山さん。9年間の取材でたまった大学ノート179冊には、書ききれなかったことと、書けなかったことが数多く残されているはずだ。



片山夏子 著 / 1700円+税  
朝日新聞出版 ☎ 03-5541-8757

「作業員の方たちの補償のあり方を考える取材に使いたい」という。次回作も心待ちにしたい。  
(聞き手・吉田千亜)

自治体によって感染者数にもばらつきがある中、学校の一斉休校が感染拡大防止にどこまで有効なのかは評価の分かれるところだが、子どもたちにとっては別の大きな問題がある。貧困家庭の子どもは給食を食べられず十分栄養が摂れない恐れがあり、家庭が安全な場所ではない子どもは、虐待や性暴力、命の危険にもさらされるのだ。

2013年12月、当時の仲井眞沖縄県知事が辺野古埋め立ての承認をした。しかしその後、大浦湾の軟弱地盤の存在が明らかになり、設計を変更しなければならなくなった。変更すれば環境影響も変わってくる。そこで翁長前知事は、辺野古埋め立て承認を撤回した。ところが、沖縄防衛局は行政不服審査法を使って、2019年4月、県による埋め立て承認の撤回を国土交通相に取り消させた。本来、「個人」が行政への不服申立をするためにある行政不服審査法を、国の機関である防衛局が使うこともおかしいし、同じ国の機関である国土交通相が裁定することなどあり得ないことだ。

3月26日、最高裁は、辺野古新基地建设をめぐる国の関与取り消し訴訟で、沖縄県の上告を棄却。地方自治と沖縄の民意を踏みにじる最高裁のこの暴挙に、翌3月27日、抗議集会が開催された。



関与取り消し訴訟とは??

## 戦後法制史上最大の汚点—明らかな法律違反を最高裁が容認

審査請求先は国交相ではなく知事だ、③同じ内閣である国交相が防衛局に裁定するのは中立性・公平性を欠く、と主張した。しかし、\*同法7条2項に「国の機関は使えない」と明記してあるにも関わらず、福岡高裁は「行政不服審査法は私人も国の機関も区別していない」として、国交相が裁定しても中立的判断を放棄したとは言えないと不当判決を出した。これを不服として沖縄県は最高裁に上告していたのだが、口頭弁論も行わずに、上告を棄却したのだ。

高田健さん(戦争させない・9条壊すな!総がかり実行委員会)は「最高裁が国の脱法行為にお墨付きを与えたことは許せない」と話した。沖縄現地からは「国の違法を許さない住民の訴訟原告団」が報告。最高裁が法を歪めてまで国の違法行為を容認するという戦後法制史上に黒々とした汚点を残した判決を許してはいけなくて、100人以上の参加者が最高裁に向けて抗議の声を上げた。

不可能な工事に303億円投入

防衛省は、辺野古の新基地建設で少なくとも6件の護岸・岸壁工事の発注を3月までに打ち切った。いずれも大浦湾側の埋め立て海域で予定していた工事。軟弱地盤の存在で、取りやめざるを得なくなったという(4月5日付琉球新報)。この6件だけで約302億8千万円が既に業者に支払われている。もちろん、私たちの税金からだ。

新型コロナウィルス感染拡大に伴う「自粛要請」でデモや集会は激減したが、不当判決も危険な法律の可決も、肅々と進んでいる。私たちは、これまで以上に国会・司法・行政をしつかり監視する必要がある。

(池田万佐代)

\*行政不服審査法7条2項「国の機関又は地方公共団体その他の公共団体若しくはその機関に対する処分等」で、これらの機関又は団体はその固有の資格において当該処分の相手方となるもの及びその不作為については、この法律の規定は、適用しない。



閉廷後の報告集会で「山下証言」について報告する井戸謙一弁護士(福島市市民会館)

# 低線量被ばく「健康リスクない」と言い続けた「専門家」の罪

「民の声新聞」鈴木博喜

## 歯切れ悪い山下氏の証言

子ども脱被ばく裁判は、原発事故後、子どもたちが安全に暮らす権利が保障されず、国と福島県が子どもたちの被ばくを避ける措置を怠り、無用な被ばくをさせた責任を問う裁判だ(2014年8月29日、福島地方裁判所に提訴した)。

3月4日、福島地裁で、第26回公判が行なわれた。「低線量被ばくでは健康リスクはない」と、福島県内で宣伝し続けた「専門家」山下俊一氏の証言に注目が集まった。

この裁判を追ってきた、「民の声新聞」の鈴木博喜さんに報告してもらった。

傍聴席の後列では聞き取れないような小さな声で、詫々、詫々、傍聴席の最前列でも聞き取れないような滑舌の悪さで、誤りを認めた。

一方で詫々ながら、一方で自身の正当性は強く主張する。まるで政治家の下手な言い訳のようだった。

原発事故から9年が経ち、「証人」として法廷に立つた山下俊一氏。原告席から向けられる厳しいまなざしを意識したのか、非常に歯切れが悪かった。3時間に及んだ尋問が改めて浮かび上がらせたのは、線源から遠ざかる事を積極的に福島県民に呼びかけず、まるで不安に怯える素人を平易な言葉で鎮めようとしていたかのようだった。

「専門家」の姿だった。

その最たるものが「ニコニコ発言」だろう。山下氏は2011年3月21日に福島市内で行なわれた講演会で、次のように語りかけていた。

「放射線の影響は、実はニコニコ笑っている人には来ません。クヨクヨしている人に来ます。これは明確な動物実験でわかっています。」

被ばくリスクを下げるには、線源から少しでも離れるのが基本。だからこそ、政府による避難指示の有無に関わらず、中道りからも県外に避難した人たちがいたのだ。山下氏も自身監修の著書で、

離れる事の大切さを説いている。当たり前だが、笑っているか否かクヨクヨしているか否かなど関係ない。

しかし、それは9年経った今だから言える事。放射線の専門家、が長崎からやって来て壇上からこんな事を言えは、わが子の被ばくリスクに不安を抱いて集まった人々が「被ばくを心配するより樂觀になろう」「被ばくリスクを気にしている私たちはクヨクヨしている人たちのなかか」と受け止めたとしても無理からぬ事だ。

多少大げさであっても、被ばく回避策を示すのが真の専門家だろう。そもそも、原発事故に巻き込まれた人々に向かつて「クヨクヨ」など失礼な発言だ。その点を原告代理人の井戸謙一弁護士が質すと、山下氏は「聴衆の緊張を解く」という意図だった」と前置きして、こう詫々した。

「不快な思いをさせた方には誠に申し訳ない。」  
それだけではない。山下氏は同じ講演会で子どもの外遊びを奨励し、「マスクはやめましょう」とまで発言している。井戸弁護士は「故意に被ばくさせる意図だったのか」と質したが、山下氏は「そういう意図は全く無い。子どもを部屋に閉じ込めて制限する事に対して外に出て大丈夫だという話をした。過剰に被ばくさせる事は良くないが、リスクとベネフィット(利益)のバランスを考えた」と答えた。

明確な誤りもあった。  
山下氏は当時、講演や福島県立医科大学作成のパンフレットで「セシウムについては、浄水場でろ過される際に吸着されるので、水道水には出てきません」と発信していた。

しかし厚労省は2011年3月19日、地方公共団体や水道事業者などに対し「200ベクレル/kgを超える水道水は飲用を控えるよう広報して欲しい」と依頼している。水道水にも放射性セシウムが混入する恐れがあったのではないか。それを問われると、山下氏は「ゼロではなかったという事実を認めるのであればそうです。間違っていたという事になるかもしれませんが」と誤りを認めた。これが「専門家」による発信の正体だった。

## 専門家の「罪」浮き彫りに

プライドが許さないのか、被告・福島県の代理人弁護士による主尋問では「私自身の発言の中で当時、科学的根拠や妥当性を欠いたものがあつたとは思いません」と言い切った山下氏。放射線から遠ざかるよう呼びかけず、誤った情報もあり、挙げ句には精神論に落とし込めた発信のどこが「妥当」だったと言っのか。

原告の1人は閉廷後の報告集会で、「当時、講演を聴いた人の多くは『被ばくへの不安は』取り越し苦労だった」と安心して帰宅

していた。その意味で山下氏の講演は本当に影響力があった。彼は科学者ではなく、『安全』を語りに来ていたというのが今日の尋問で改めてわかった。講演を信じた人は立つ瀬がないと思つ」と振り返った。

空間線量が10ベクレル/時をはるかに上回っていても「まあまあ落ち着きなさいよ」と話してまわつた「専門家」。彼を「福島県放射線健康リスク管理アドバイザー」として恭しく迎え入れた福島県。

双葉町長だった井戸川克隆氏は後に、こう証言している。  
「佐藤雄平知事(当時)は俺に言ったんだよ。『県民を外に出したくない』ってね。」

山下氏は、福島県知事の意向に忠実に従って動いた。その結果、福島県民が無用な被ばくを強いられた可能性があることが、今回の尋問で改めて浮き彫りになった。両者の罪は本当に重い。



福島地裁前で閉廷前に行なわれた集会では、全国から駆け付けた多くの避難者や支援者が山下氏への怒りを口にした

### 公判で山下氏に認めさせることができた主な内容

- ① 100<sup>3</sup>シーベルト以下では健康リスクが「ない」のではなく、正しくは「証明されていない」であること
- ② 国際的に権威ある団体が100<sup>3</sup>シーベルト以下の被ばくによる健康影響を肯定しているのに、そのことを説明しなかったこと
- ③ 「年100<sup>3</sup>シーベルト以下では健康被害はない」との発言は、単年だけの100<sup>3</sup>シーベルトを前提としており、連年100<sup>3</sup>シーベルトずつの被ばくをする場合は想定していなかったが、住民には、連年100<sup>3</sup>シーベルトずつの被ばくも健康被害がないとの誤解を与えたこと
- ④ 「1<sup>3</sup>シーベルトの被ばくをすれば、遺伝子が1つ傷つく」と話したのは誤解を招く表現だったこと、すなわち、実効線量1<sup>3</sup>シーベルトの被ばくをすれば、遺伝子が1つの細胞の1か所で傷がつき、人の身体は37兆個の細胞でできているから、全身で遺伝子が37兆個所で傷つくことになるから、自分の発言は、37兆分の1の過小評価を招く表現だったこと
- ⑤ 子どもを外で遊ばせたり、マスクをするなど言ったのは、リスクとベネフィットを考えた上のことだったこと(すなわち、子どもを外で遊ばせたり、マスクをしないことにはリスクがあったこと)
- ⑥ 水道水にはセシウムが全く検出されないと述べたのは誤りだったこと
- ⑦ 福島県民健康調査で福島事故後に生まれた子どもに対しても甲状腺検査をすれば、多数見つまっている小児甲状腺がんと被ばくとの因果関係がわかること
- ⑧ 鈴木真一氏がいうように、福島県民健康調査で見つかり摘出手術をした小児甲状腺がんには、手術の必要がなかったケースは存在しないこと